

一般社団法人 社会福祉経営全国会議 会費

一般社団法人 社会福祉経営全国会議 定款（抜粋）

【第1章 総則】

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 社会福祉経営 全国会議 と称する。

(事務所)

第2条 当法人の主たる事務所を大阪府大阪市に、従たる事務所を東京都新宿区におく。

(目的)

第3条 当法人は、日本国憲法 25 条に定められた権利としての社会福祉をまもり実現するために、社会福祉の市場化と自己責任・家族責任を前提とした互助の制度化をすすめる社会福祉制度「改革」を問い直し、誰でもいつでも、どこに住んでいても、国の責任において必要な支援が受けられる社会福祉と、社会福祉事業を安定的に発展させることをめざす。

(活動)

第4条 当法人は目的達成のために、以下の活動を行う。

- (1) 社会福祉事業経営を守り発展させるための政策提言・経営サポート
- ・次世代育成のための研修活動
- ・人材確保・定着のための活動
- ・情報収集、調査、分析、発信、研究活動
- ・国・行政への働きかけ
- (2) 会員相互の交流及び当事者・家族、関係諸団体との連携、協力、共同
- (3) 広報活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

【第2章 会員及び社員】

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した社会福祉法人
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同する個人又は社会福祉法人以外の非営利団体
- (3) 名誉会員 当法人に貢献した個人

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
2 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【第3章 社員総会】

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

①正会員

対象
社会福祉法人

前々年度決算 サービス活動収益 (例えば2020年度会費は2018年度決算をもとに)	会費年額
1億円未満	3万円
1億円以上	5万円
2億円以上	6万円
3億円以上	7万円
4億円以上	8万円
5億円以上	9万円
6億円以上	10万円
7億円以上	11万円
8億円以上	12万円
9億円以上	13万円
10億円以上	15万円
20億円以上	20万円

- ・正会員は法人単位の会費です。会員向け情報等は法人本部等へお送りさせていただきます。
- ・法人内で、同情報の送付(送信)先として追加希望の場合、1か所1万円で対応させていただきます。

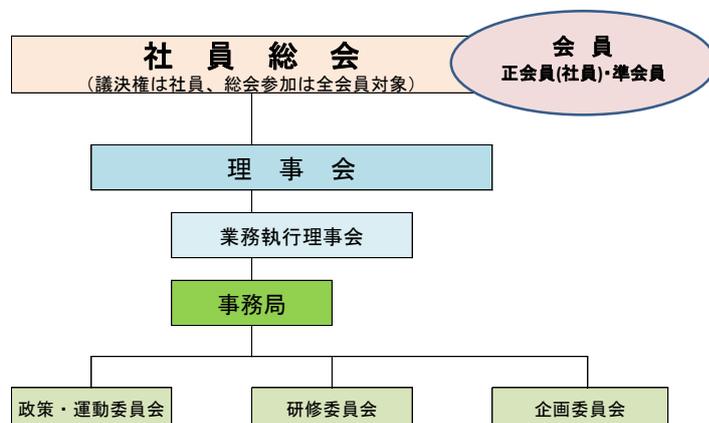
②準会員

対象	会費年額
非営利団体・個人等	1口1万円 1口以上

③会費の請求、支払い方法

- ・会費は入会日によらず、年度単位の会費です。
- ・入会申し込みの受付後、全国会議事務局において申し込み法人の事業規模を公表されている決算書により確認を行い、会費請求を行います。
- ・会費の支払いは、指定の金融機関の口座へ振り込みをいただきます。

一般社団法人 社会福祉経営全国会議 組織図



主な事業計画

1. 政策・運動

- ・経営実態調査の実施
- ・社会福祉事業の制度改善等に関する研究・政策提言
- ・経営実態と会員の意見にもとづく「社会福祉事業に関する要望」等のとりまとめ、政府交渉
- ・権利としての社会保障・社会福祉をめざした共同・連帯の拡大

2. 次世代育成・研修

- ・労務管理、財務管理等の基礎研修
- ・緊急課題に応じた情勢学習
- ・新人管理職を対象にした「管理職養成学校」
- ・理事、監事、評議員等を対象にした経営職セミナー

3. 経営サポート

- ・行政資料に関する情勢分析情報誌「社会福祉経営info」（メール配信）を通じた情報提供
- ・社会保険労務士、税理士、弁護士等専門家のネットワークを広げ、経営相談・情報提供に対応する体制作り
- ・共同した求人活動の検討や人材確保・定着のための経験交流など、福祉人材対策への取組み

4. 経営交流

- ・福祉経営研究交流会
- ・地域のつながり作りをめざした地域懇談会

5. 情報発信

- ・会報の発行
- ・ホームページ・SNSを通じて会の活動、行政情報の発信